

国土交通省 宮崎河川国道事務所 都城国道だより

出張所だよりは宮崎河川国道事務所のHP (<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>) に掲載しております

平成28年7月
宮崎河川国道事務所
都城国道維持出張所
第7号

特殊車両の取締りを実施しています！

大型車や重量のある車が通ると、道路が傷んだり、事故につながる場合があります。そこで道路法等により車両の大きさや重さの制限が定められており、その制限を超える車両（特殊車両）が通行する場合は、道路管理者の許可を受けなくてはなりません。

都城国道維持出張所では、定期的に警察と協力して国道10号における特殊車両の取締りを実施し、通行許可を受けているか、受けている場合は許可条件に違反していないか等を確認しています。

【取締り実施状況】

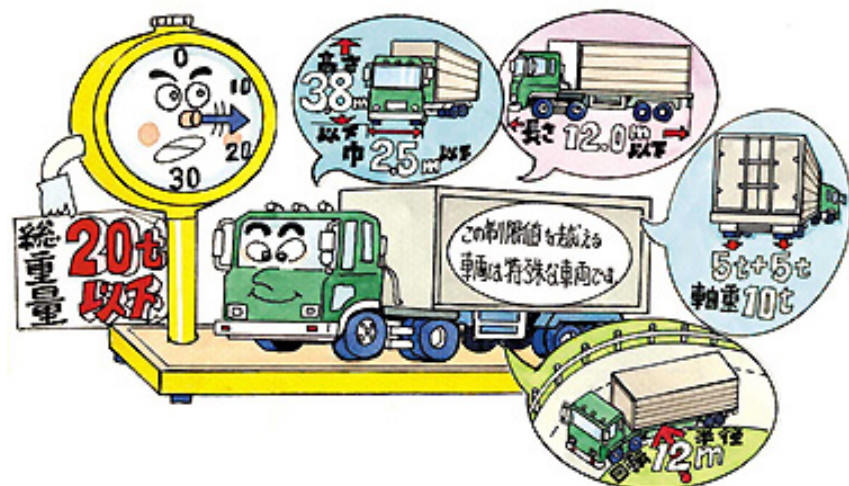


(通行許可書の提示をお願いしている状況)



(過積載をしていないか重量の計測状況)

取締りの結果、違反車両に対しては、法令等に基づき行政処分等を行います。通常行う行政処分等は、警告や措置命令ですが、場合によっては、**業者名公表**や**警察への告発**といった重い処分を行います。



重量超過車両は、道路舗装の寿命を縮めます。少しでも長く快適に道路を利用してもらえるように取締りを行っています。



道路冠水にご注意ください！

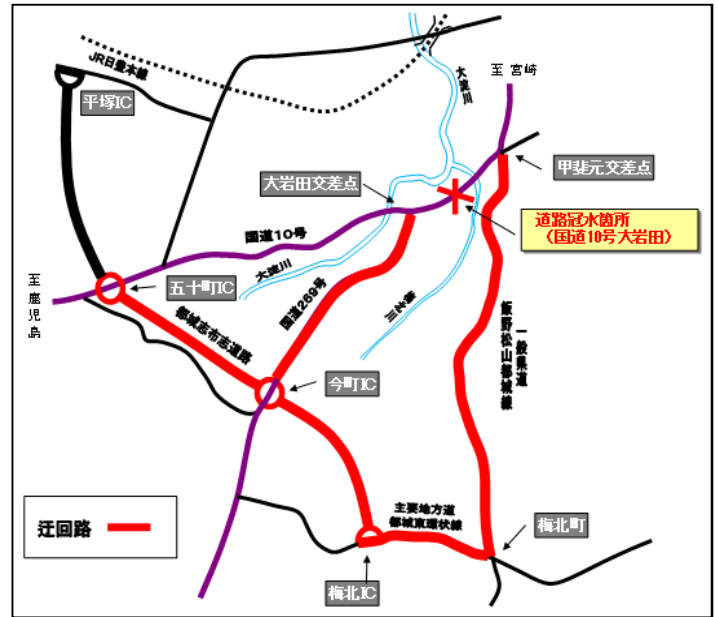
国道10号都城市大岩田地区において、大雨による道路冠水が発生する場合があります。道路冠水が生じないように排水機場を設置し、道路に溜まった雨水を排水ポンプで強制的に川に排水していますが、短時間での豪雨により排水が追いつかないときに道路冠水が発生します。道路冠水が発生した場合には**通行規制を行います**ので、その際にご協力のほどよろしくお願いいたします。

【道路冠水状況（平成28年6月）】

【迂回路案内図】



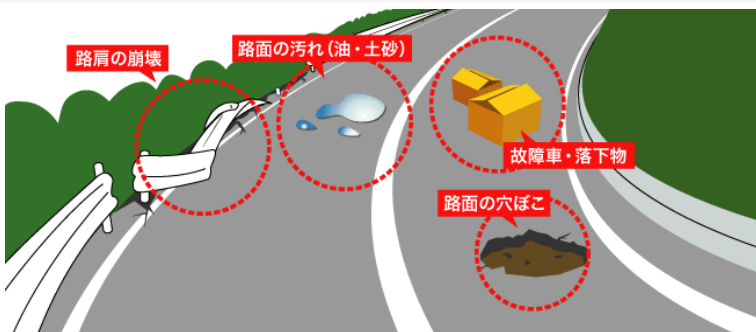
都城市大岩田地区（旧：JR志布志線跨道橋下）



**緊急
通報** #9910

道路緊急
ダイヤル **24**時間受付

道路の異状を見つけたら、ご一報ください！



- 道路に穴ぼこが空いている！
- ガードレールが壊れている！
- 落下物がある！・・・等々



都城国道維持出張所
〒885-0004
都城市都北町5791
TEL：0986-38-0068
FAX：0986-38-1867

お気軽にお電話ください ☎

- ご意見、ご質問
- 国道工事に関すること
- 国道利用に関する相談
- その他情報提供



宮崎河川国道事務所
Facebook